

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="299 516 1160 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="513 1446 943 1514">平成 <u>30</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="943 1843 1329 1877">最終改正 平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日</p>	<p data-bbox="1555 516 2415 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1768 1446 2199 1514">平成 2 <u>9</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="2208 1843 2594 1877">最終改正 平成 2 <u>9</u> 年 4 月 1 日</p>	

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第118条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成 28 年 10 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成 30 年 3 月）」に基づくものとする。 <u>受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u> <p>第120条 検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地質・土質調査業務成果物の検査 (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査 <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。</p> 	<p>第118条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成 28 年 10 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成 28 年 10 月）」に基づくものとする。 <p>第120条 検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地質・土質調査業務成果物の検査 (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査 <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】（国土交通省・平成22年8月）」に基づくものとする。</p> 	